

第1編 総論

第1章 平成8年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景となった農業の動向

農業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給をはじめとして、地域社会の安定と維持発展、国土や自然環境の保全など極めて重要な役割を果たしている。また、農村は、農業者と地域住民の生産や生活の場であることはもとより、伝統に裏付けられた個性に富む地域文化を育み、緑と潤いに満ちた生活・余暇空間を国民全体に提供するという機能を有する国民共有の財産である。

こうした役割や機能を持つ我が国の農業と農村をめぐる状況は、我が国経済の国際化、高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化など近年大きく変貌している。特に、平成7年4月からのウルグアイ・ラウンド農業合意の実施により、我が国農業・農村は新たな国境措置の下で厳しい環境に置かれることとなった。このような中で、長期的展望の下に、着実に魅力あふれる農業と活力ある農村を実現していくとともに、国土の均衡と特色ある発展を図ることが重要である。

このため、平成6年8月の農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を今後の政策推進の指針としつつ、また、平成7年12月に策定された「農産物の需要と生産の長期見通し」を踏まえ、農業の21世紀に向けた飛躍を図るとともに、農村が多様で活力のある地域社会として発展することができるよう、所要の措置を総合的かつ的確に講じていくことが求められている。

2 講じた施策の重点

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響を極力緩和するとともに、我が国農業・農村の自立と持続的発展を期して、平成6年10月に決定された「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、関連対策の着実な推進を図るとともに、農業の体質強

化と活力に満ちた農村地域の建設を図るため、以下のような各般の施策を積極的に展開した。

(1) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策については、本合意が我が国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくことを期して、①農業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業として確立すること、②国土資源の有効利用により可能な限り国内生産を維持・拡大し、国内供給力を確保すること、③消費者に対する良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を図ること、④住みやすく活力に満ちた農村地域を建設することを基本方針として、平成12年までの間において必要な対策を重点的、計画的に実施することとしている。

ア 農業経営対策の推進等

(ア) 育成すべき農業経営への農地利用の集積

効率のかつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現するため、農用地利用集積特別対策等の農地流動化施策を実施した。

(イ) 経営体の安定的な営農展開のための負債対策、土地改良負担金対策の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ後も農業経営の改善を積極的に進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図るとともに、既着工事業に係る土地改良負担金について、農地の利用集積に積極的に取り組む地区における負担軽減を図った。

(ウ) 農内農外からの新規就農者の確保

「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき、実践的な研修による技術の習得その他の就農の準備に必要な無利子資金（就農支援資金）の貸付けを行った。

(エ) 各作物の特色に応じた対策等の推進

a 畑作物対策

雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、消費宣伝、新規用途開発等の需要確保、でん粉原料用いも類の加工食品用等への用途転換、雑豆、落花生、

こんにゃく芋の計画生産の推進等を実施した。

b 果樹対策

うんしゅうみかん等の園地転換及び果実の需給調整対策等広範な対策を実施するとともに、りんごのわい化栽培等を緊急に推進した。

c 繭・生糸対策

繭・生糸の関税化に対応した新しい制度の下で、関税相当量の一部を農畜産業振興事業団が徴収し、蚕糸業の経営の安定と絹業への生糸の安定供給を図った。

d 畜産対策

生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集約し生産構造を改善するため、減頭見合いで増頭を行う者に対する支援を行った。

また、農畜産業振興事業団がウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくカレント・アクセス分として輸入した乳製品については、国内需給の動向を踏まえつつ、計画的に国内で売却した。

さらに、ゆとりをもてる、質の高い経営の実現に向け一層のコスト低減と経営体質の強化を図るため、効率的生産に必要な飼養管理関連機械をリース方式により緊急に整備した。

e でん粉対策

知事の定める基本方針に基づき、いもでん粉工場の計画的な再編整備を実施した。また、国産いもでん粉の需要拡大を図るため、消費拡大対策及び高度化利用対策を実施した。

イ 農業経営による生産展開のための基礎的条件の整備

(ア) ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策

担い手が相当数存在するなど地域の体制が整っており、緊急的に農業の体質を強化する必要のある地区において、

① 事業効果を早期に発現させるための工期の短縮等を図る

② ほ場整備等の核となる事業とこれに関連するかんがい排水事業等を有機的な連携の下に集中的な実施を図るための投資を行う

といった方式により、地区としての十全の効果の早期発現を図った。

(イ) 地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

我が国農業の体質をより強化するため、効果が高い諸施設（共同育苗施設、農産物集出荷貯蔵施設、堆肥製造施設等）について、地域農業基盤確立農業構造改善事業等の機動的な実施により、積極的に整備した。

(ウ) 生産現場に直結した新技術の開発

国、都道府県、民間の研究勢力を結集して、現場に直結する総合的な技術開発を推進した。

ウ 中山間地域等の農山村地域対策の推進

中山間地域等農業の生産条件が不利な地域における新たな農業部門の経営の開始を支援するため、特定地域新部門導入資金（農業改良資金）の貸付けを行った。

また、地域産品等の情報の発信及び都市住民等との交流を中山間地域の市町村等が共同で行う拠点（「ふるさとプラザ」）を大阪に設置した。

さらに、中山間地域において農地保有合理化法人が中間保有する農地で行う管理耕作について利子助成を行うとともに、農林漁業金融公庫による中山間地域活性化資金等中山間関連融資の金利引下げを行った。

(オ) 地方単独施策の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う影響等により、地域活力の低下が懸念される農山漁村地域について、地域の自主性・創意工夫を活かした活性化方策の推進が図られるよう地方単独施策に係る措置を拡充した。

(2) 担い手による意欲的な生産活動の支援

新政策に沿って、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、そのような農業経営が生産の相当部分を占めるような農業構造を実現するため、「農業経営基盤強化促進法」を中心として各般の施策を総合的に実施した。

ア 農業生産の担い手の育成

(ア) 担い手の経営基盤の強化

「農業経営基盤強化促進法」が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現していくため、認定農業者制度の普及定着を図りつつ、農業者の経営管理能力の向上を図るとともに、認定農業者を核とした地域農業を確立するための基礎的条件づくりを支援した。

(イ) 新規就農者・青年農業者対策の充実

「青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき講じた支援措置のほか、農業改良資金の経営開始資金における貸付対象者の拡大等により新規就農の促進等青年農業者対策の充実強化を図った。

(ウ) 農山漁村女性対策の推進

「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」の実現に向けて、方針決定の場への女性の参画の促進、技術・経営管理能力向上のための取組への支援に加え、先進的女性農業者の研究活動成果等の交換促進等を図るほか、農村女性グループによる起業への支援、家族の役

割分担の明確化等への取組を推進した。

(エ) 経営に必要な情報の提供体制の整備

地域に対して安価で正確な農業気象情報を効率よく提供するための体制の整備を行うとともに、戦略的な米の生産・流通に資するため、新品種・系統、新技術等に関するデータベース作成に向けた情報の収集を行った。また、果樹産地の生産体制の強化を図るため、経営、樹体、土壌条件等に関する情報の高度な活用を推進した。さらに、花き産地の広域的な生産・出荷体制を確立するため、集出荷施設と連動した情報拠点の整備を行った。

このほか、海外の農産物の需給、生育状況等の情報に対するニーズの高まりに対応するため、海外情報を的確に収集、分析し、幅広い利用者に対し迅速に提供した。

(オ) 農業構造改善事業の推進

地域農業者等の内発的取組による地域連携のための協定の締結と実践を通じ、①経営基盤の確立、②地域連携による経営体発展の条件整備、③多様な就業所得機会の創出等を図る地域農業基盤確立農業構造改善事業については、168地区において事業に着手した。

また、地域から全国段階に至るまでの農業・農村活性化運動を支援しつつ、市町村段階において経営体の育成と地域内の関係者の連携強化のための土地利用協定、労働力協定等地域連携協定の締結等を経営改善支援センターとの連携の下に推進するとともに、県段階において行われる支援活動を促進する地域農業基盤確立支援推進事業を実施した。

このほか、地域の立地条件に応じた農業・農村の活性化を図るため、土地基盤の整備、近代化施設、環境施設の整備等を総合的に行う農業農村活性化農業構造改善事業については、256地区において継続事業を実施した。

(カ) 農業生産体制強化総合推進対策の推進

我が国農業の生産体制を抜本的に強化するため、①地域において明確にされた今後育成すべき経営体等を核とした生産体制（システム）の確立、②国際化の影響を強く受ける作物及び地域の特色を生かした多様な農業生産の推進を骨格とした総合的な生産対策を計画的に実施した。

イ 農業農村整備事業の推進

国際化の急激な進展に対応できる効率的な農業とこれを支える活力のある地域社会の確立を図るために、その基礎的条件である生産基盤とこれと一体的に行う生活環境の整備を推進した。

ウ 土づくり対策の総合的な展開

労働力不足、兼業化等による地力低下が懸念される中、営農実態に即した実効ある土づくり対策を幅広い観点から展開することを目的とした各種の施策を総合的に実施した。

エ 主要作目の生産・流通対策の強化

(ア) 主要作物の生産対策

a 水稻

地域の実態に即した今後の地域農業の発展方向やその担い手の明確化を図り、担い手の育成と共同利用機械・基幹施設等の整備を一体的に促進するとともに、稲作単作中心の地域において複合化を推進すること等により、地域全体として生産性の高い水田営農の確立を図った。

b 麦

国産麦の生産を確保していくためには、安定的に良質な麦を生産する主産地の育成をねらいとして、各道県においては、裏作麦等の作付拡大、品質向上等を目標とする麦作推進運動を展開するとともに、麦生産の組織化、麦作経営の規模拡大を図った。また、麦品質向上化対策を実施し、品質向上・品質改善を伴った形で大規模麦作経営の育成を推進した。

c 大豆

安定的に良質な大豆を生産する地域を大豆重点振興地域として位置付け、大規模組織経営体の育成、高生産性技術のモデル実証、地域の実態に応じたコンバインの導入、共同利用施設の整備等の生産・流通・加工に係る条件整備等を行うとともに、大豆生育状況・適期作業情報の提供体制の整備等を推進した。

d 甘味資源作物

てん菜及びさとうきびについては、「甘味資源特別措置法」に基づいて指定した生産振興地域を対象として、生産性及び品質の向上、新政策の方向に即した効率的かつ安定的な経営体の育成等を図るため、てん菜については、農作業受託等の総合的な支援体制の整備等を推進した。また、さとうきびについては、「さとうきび生産振興総合対策推進会議」による関係者間の連携、総合的かつ重点的な指導推進体制の強化のもとで、担い手の明確化とこれら担い手を中心とした効率的・安定的なさとうきび生産出荷体制を構築するためのビジョンの策定、ビジョン実現のために必要な生産諸条件の整備を総合的に推進した。

e 特産農産物等

茶、こんにゃく、ホップ、薬用作物、香料作物等については、需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産基盤の強化、省力化技術の導入等を推進するとともに、中山間地域の立地条件等を活用し

た高付加価値型農業を確立するための条件整備等を実施した。また、高品質・い製品の生産流通体制を確立するため、高度品質管理手法の導入・定着を図り、低コスト生産・加工体制の整備を実施した。

いも類及び雑豆、落花生については、多様な国内ニーズに対応した生産・加工体制の整備を実施した。

茶、いについては、需給の安定化対策等を進めるとともに、ハーブ等の生産流通情報の整備、特産農産物の優良種苗の普及及び有効成分・特性強化栽培技術の確立等を行ったほか、新需要茶の栽培、加工、流通について調査検討を行った。

また、種苗管理センターにおいて、優良な馬鈴しょの原原種及び茶原種の生産、配布を行った。

そば、ハトムギについては、生産性の高い産地や地場加工等による定着性の高い産地育成、優良種子の確保、契約栽培による流通の円滑化等を推進した。

f 野菜

生産対策については、①大規模畑作地帯等での機械化一貫体系の導入可能な生産性の高い新たな野菜産地の育成による野菜の国内供給力の強化、②輸入の増加が懸念される野菜の生産性・品質の向上、高付加価値化、新技術の実用化等による国際競争力の強化、③消費者と密接に連携した野菜生産等の推進による都市近郊農業の活性化、④産地全体として合理的な生産システムの確立、⑤高度な生産技術のモデル的導入による生産技術の飛躍的高度化の促進、⑥中山間地域等の立地条件を生かした高付加価値野菜産地の育成等を推進した。

また、①農家毎の排出状況等のデータベース化等を図るモデル実証等の推進、②機械化に適合した生産流通条件の検討、機械化一貫体系の実証等を通じた機械化技術の開発・実用化の計画的推進等を行った。

さらに、「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定消費地域における指定野菜の需要見通しに即して野菜指定産地の計画的な整備育成を図るため、野菜の需要動向に対応した生産出荷の指導等を実施した。

g 果樹

「果樹農業振興基本方針」に基づき、担い手を核とした果樹産地生産システム化計画に沿って、高品質・省力生産・流通促進のための高能率園地の整備、流通施設の整備、情報の高度な活用及び労働力調整・作業の外部化等支援体制の整備等を総合的に実施した。

h 花き

地域において今後育成すべき担い手を明確化し、生産・出荷施設等の基盤整備を行うとともに、労働力調整など各種支援事業を集中的に実施した。

また、カジュアルフラワー（手頃な価格の日常用の花き）の生産に取り組む産地や中山間地域の特色を生かして付加価値を高めた商品づくりを行う産地の育成を図った。

さらに、花きの種類に応じた鮮度保持技術の導入と効率的な流通のための施設を整備したモデル産地の育成、花きの需要動向の把握、優良な花き種苗の安定的な供給体制の整備を行った。

i 養蚕

今後の国際化の進展に対応して、加工流通分野のニーズに応じた良質繭の供給を行う繭ブランド産地育成計画の策定、ブランド化に必要な繭の生産技術の検討・実証、重点的な生産・流通指導を行うとともに、良質繭の安定的・効率的な生産に必要な稚蚕共同飼育所、等の共同飼育施設の整備、桑園基盤の改良整備等を行った。

(i) 野菜対策の推進

野菜輸入の増加等に伴う原産地表示の充実・強化といった多様な消費者や実需者のニーズに対応しつつ、国産野菜の競争力の強化と需要の確保を図るため、既存産地の整備を行うとともに、生産から流通・消費に至る総合的な対策を実施した。

(ii) 畜産対策の総合的推進

最近における畜産物の需給及び価格の動向、畜産経営の動向、WTO協定実施に伴う一層の国際化の進展等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対処して、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即し、畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、各般にわたる畜産施策を実施した。

(iii) 麦・大豆等畑作物

水田作、畑作の経営展望の実現に向けて、組織経営体の育成等による主産地の形成、実需者ニーズに対応した生産・流通・加工体制の整備等の生産対策、機械化等の先進的な畑作技術の開発・普及等の各種施策を総合的に推進した。

(iv) 水田農業

生産調整は、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法」という。）において、米穀の需給の均衡を図るための重要な手段として位置付けられたところである。同時に、「食糧法」の下における生産調整は、その実施に当たって、市場原理の導入や規制緩和を通じた流通の合理化、生産者の主体的取組等を重視するという同法の理念を踏まえ、生産者・地域の自主性を尊重するとともに、新政策で提示された望ましい農業構造及び農業経営の実現にも資するよう配

慮する必要がある。

以上の観点から、生産調整の実効性の確保、生産者・地域の自主性の尊重及び望ましい営農の実現の3点に重点を置いて、新生産調整推進対策（平成8年度から10年度までの3年間）を実施した。

（ウ）果樹・花き

果樹については、高品質・省力生産のための園地整備、流通施設の整備等を総合的に推進するとともに、革新的技術の導入・実証等を行った。

花きについては、最近の花きの需要動向に対応した花きの安定供給を図るための産地整備等を行った。

（3）農山漁村対策の総合的な展開

ア 農山漁村高齢者対策の充実等

「農山漁村高齢者ビジョン」の趣旨を踏まえ、地域のビジョンづくり、人づくりや活動の場づくりを進めるための施策及び高齢者の生きがい発揮の場と高齢者等のアメニティに配慮した生活環境の整備のための総合的な施策を実施した。

また、「農業者年金基金法」に基づき、農業者年金事業、離農給付金支給業務等を行うとともに、「農業者年金基金法の一部を改正する法律」の平成8年4月からの施行に伴い、農業に専従する女性の加入資格の拡大等新しい制度についての普及に努めた。

イ 地域資源を活用した所得機会の向上等

「農山漁村滞在型余暇活動促進法」の円滑な実施を推進するため、市町村整備モデル構想の策定を支援するとともに、農林漁業体験民宿の積極的な展開の支援等を行った。

また、都市住民による市民農園の利用等都市との交流を通じた地域の活性化を促進した。

さらに、「農村地域工業等導入促進法」に基づき、農村地域への工業等の導入を計画的に促進し、農業構造の改善の促進を図った。

このほか、外国人研修生の受入れは、人材育成を通じた国際協力、国際貢献に寄与するものであり、外国人研修事業取組みへの円滑な理解につながるマニュアル等を作成した。

ウ 広域的連携の下での中山間地域の活性化の推進

自然的、経済的に不利な条件下に置かれ、地域社会を維持していく上で厳しい状況に直面している中山間地域の活性化に資するため、新規作物の導入等による起業支援、生活環境と生産基盤の一体的な整備、農地等の保全を通じて国土・環境保全機能を維持・保全する施策、都市との交流の促進等総合的な広域的視点に立った地域活性化のための支援措置を実施した。

エ 農林漁業の振興による農山漁村の活性化

①経営体の育成・強化のための経営基盤の確立、②地域連携による経営体発展の条件整備、③農村に賦存する資源、農村空間等の総合的活用等多面的な視点から地域農業の基盤の確立を図る地域農業基盤確立農業構造改善事業を実施するとともに、地域の創意工夫と主体的取組を基本に、立地条件に即した農業・農村の活性化を推進するための農業農村活性化農業構造改善事業等を実施した。

オ 農村地域の生活環境等の整備

農業・農村の健全な発展と活性化を図るためには、担い手の育成に向けて、農業生産条件整備を適正な土地利用のもとに進めるとともに、地域社会の活力を維持・増進する観点から都市と比較して立ち遅れている農村の生活環境の整備を進めることが緊要である。

また、国民の価値観の多様化に伴い、農村地域に対して水と緑に恵まれた豊かな環境を形成している場としての関心が高まっており、都市住民等の滞在や新たな生活の場としてその重要性が見直されている。

このため、国民共有の財産として豊かな環境の形成に資するため、農村地域の農業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を積極的に推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農村空間の創出を図った。

また、生活環境の中でも都市と比較して特に立ち遅れの著しい農村地域の生活排水施設の整備水準を、21世紀初頭を目途に中都市並み（45%程度）に向上させるよう、農業集落排水施設の整備を1,839地区で実施した。

（4）食品加工・流通及び消費対策等の推進

国民等が安心して健康的で豊かな食生活をおくれるよう、国民に対してより正確でわかりやすい食品情報を提供するための食品の規格・表示の適正化を推進するとともに、食品の安全性確保に対する取組等を実施した。また、食品産業の健全な育成を図る観点から、フードシステムの高度化、技術開発、外食産業の振興等を推進するとともに、卸売市場流通の円滑化・高度化、食品商業流通の整備を図ることにより、食品流通の構造改善の推進を図った。

また、農産物については、流通加工の合理化及び消費拡大対策に取り組んだほか、構造政策を助長し、農業の生産性向上の促進に資するとともに、対象とする農産物の需給均衡の確保に資するとの観点に立ち、国民の納得の得られる価格で農産物を安定的に供給するよう努めた。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴い影響の生ずるおそれのある農産物について、経営体の安定的発展に配慮しつつ、価格安定制度等を適切に運用し、需給と価格の安定を図った。

さらに、世界最大の農産物順輸入国である我が国としては、海外からの供給に大きく依存せざるを得ない農産物の輸入の安定確保等を図った。

(5) 新しい産業分野の創出の支援等新技术の開発普及の促進

農林水産分野における技術革新は、農林水産業、食品産業の発展のみならず、世界の食料、環境問題等の解決や新産業分野の創出の面にでも大きな役割が期待されることを踏まえ、革新的技術の開発・実用化等の推進、基礎的・先導的研究、研究支援等を強化するとともに、生産現場の要望に即し、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として現場に直結した技術開発を促進した。

また、農業の発展方向と農業者のニーズに的確に対応した高度な技術の普及に努めた。

(6) 環境問題への積極的な対応と国際協力の推進

ア 地域合意に基づく環境保全型農業の総合的な推進

農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての環境にやさしい特質を最大限に活用することができるよう、各種の施策を総合的に実施した。

イ 畜産環境対策の強化

家畜排せつ物の総合的な処理利用体制を確立し、環境保全型農業の推進を図るため、家畜排せつ物処理利用施設の整備、堆きゅう肥の利用促進、処理技術の実用化促進等を総合的に推進するとともに、家畜排せつ物に生活生ゴミ、食品加工残渣等の地域の有機質資源を副資材として加え、成分調整した高度化堆きゅう肥を供給するための地域総合リサイクルセンターの整備等を行った。

また、畜産経営に起因する環境汚染の防止、地域生活環境の改善及び畜産経営の合理化と安定的発展を図るため、家畜排せつ物還元用草地等及び家畜排せつ物処理施設と環境保全林、緑地帯等周辺環境の一体的整備を行うとともに、家畜排せつ物の処理に併せ、生活生ゴミ等を一体的に処理する高度処理施設の整備等を行った。

ウ 容器包装リサイクル促進対策

家庭等から排出される一般廃棄物の量の増大、最終処分場の逼迫等近年の廃棄物処理をめぐる問題の深刻化を背景として、平成7年6月「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が成立した。

平成8年度においては、同法の適切かつ円滑な施行を図るため、事業者の再商品化義務量算定のための基礎調査、輸入食品の容器包装・自主回収されている容器包装に関する調査、セミナーの開催、ポスターの作

成等による普及活動の支援等を行うとともに、容器包装廃棄物の再商品化費用を極力少なくする効率的なシステムの構築、PETボトル等の再生利用等に関する技術の実地検討及びその結果に基づく技術開発の促進等により事業者の再商品化を支援したほか、同法に基づき事業者の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う指定法人の立上りを円滑化するための助成を行った。

エ 食品産業における環境対策の推進

食品産業においても環境負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムの実現に向け、生産、流通、消費を通じた廃棄物減量化・再資源化等の環境対策の総合的な取組を推進した。

オ 国際協力の推進

自然環境と相互に密接に関連している農林水産業と大きくかかわっている地球環境問題の重要性にかんがみ、より一層の調査・研究、二国間協力や国際機関への提出などの国際協力の取組を推進した。

また、開発途上国の農業生産力の向上等を通じ、その経済社会の発展に寄与するため、開発途上国に対し、食料・農業分野における技術・資金協力、国際協力のための調査・研究等及び国際機関を通じる協力を推進した。

(7) 高度情報通信社会の実現に向けた施策の推進と国際環境の変化等に対応した統計情報の再編整備

ア 高度情報通信社会の実現に向けた施策の推進

高度情報通信社会の実現に向け、急速に進歩する情報通信技術を活用し、農林水産業・農山漁村の活性化、食品産業・食品流通の高度化等を図るため、ハード・ソフト両面の情報通信インフラの整備、情報提供システムの開発・運用、情報化による試験研究の効率化の推進、行政の情報化等幅広い施策を総合的に実施した。

イ 国際環境の変化等に対応した統計情報の再編整備

ウルグアイ・ラウンド農業合意等国際環境の変化等の下で、農林水産統計情報についても見直しを行い、農業をめぐる変化に対応しうよう、体系的整備を行った。

(8) その他の重要施策

ア エネルギー対策

中長期的には、需給の逼迫化が懸念される石油・エネルギー情勢及び国際的な課題となっている地球温暖化問題に対処し、農林水産業におけるエネルギー利用の一層の効率化を推進するため、中長期的視点に立ってエネルギー対策及び二酸化炭素排出抑制対策の検討を行うとともに、規模拡大、新技術の導入等による農

業経営体のエネルギー消費構造の変化について調査を実施した。

イ 災害対策

(ア) 阪神・淡路大震災復興対策

平成7年7月に阪神・淡路復興対策本部で決定された「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を踏まえ、兵庫県の策定した「阪神・淡路震災復興計画」に即しつつ、特に、阪神・淡路地域全体の均衡ある復興を図っていくためには、災害に強い安全な農山漁村づくりを推進することが極めて重要な課題であることから、「安全な地域づくり」のための復興関連施策として、以下の施策を実施した。

① 治山施設等の整備

山腹崩壊、地すべり、ため池決壊、高潮などから人の生命、財産等を保護するための治山施設や地すべり防止施設の整備、老朽ため池の改修補強、海岸の整備等を推進した。

② 農山漁村における農道等の整備

緊急時における車両通行の円滑化のための農道等の整備、災害時に避難所として活用し得る広場、公園等の整備を推進した。

③ 農漁村における集落排水施設等の整備

循環利用が可能な生活・防火用水を確保するとともに、

快適な生活環境基盤を整備するため、集落排水施設等の整備を推進した。

④ 災害に強い漁港の整備

緊急食料の輸送や救援活動の拠点として活用し得る漁港の整備を推進した。

(イ) 農業災害補償制度の円滑な運営

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済の共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行った。

ウ 公害環境保全対策

水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、農薬残留等各種の公害に対し、その防止、回復のための所要の措置を講じた。

エ 農業団体の整備

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織等農業団体に対して、所要の助成等を行った。

3 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保充実に努め、平成8年度農業関係一般会計予算額は、3兆947億円（産業投資特別会計からの農業農村整備事業等に対する無利子貸付金等1,589億円を含む。）となった。最近の農業一

表1 農業関係重点施策別予算額の推移

(単位：億円)

重 点 施 策	昭和45年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成2年度	平成8年度
1 農業の生産性の向上等と農村の環境整備	2,122	4,544	9,510	9,303	10,827	16,427
2 農業生産の選択的拡大	1,013	1,839	4,593	3,379	2,619	2,952
3 農業構造の改善	472	1,022	2,712	3,144	2,877	3,086
4 価格の安定と農業所得の確保	3,933	8,576	7,732	5,824	3,115	2,920
5 流通の合理化	236	1,242	775	515	527	557
6 農業従事者の福祉の向上と地域の振興	57	191	465	404	310	445
7 農業団体	46	162	317	416	556	718
8 その他	972	2,424	4,980	4,190	4,357	3,842
(1) 災害対策	628	1,576	3,825	2,680	2,767	2,063
(2) その他	344	848	1,155	1,510	1,590	1,779
農業関係予算の合計	8,851	20,000	31,080	27,174	25,188	30,947
農林水産関係予算の総額	9,921	22,892	37,765	33,895	33,009	40,950
国の一般歳出の総額	61,540	164,266	312,377	333,523	379,710	457,574

- 注：1) 予算は補正後であり、産業投資特別会計からの公共事業等に対する無利子貸付金を含み、NTT事業償還分を除く。
 2) 「農業の生産性の向上等と農村の環境整備」の欄の予算額は、農業農村整備(草地開発事業を除く)、農業技術の開発・普及等のための経費である。
 3) 「農業生産の選択的拡大」の欄の予算額は、水田農業確立対策、野菜、果樹、畜産等の生産対策のための経費である。
 4) 「農業構造の改善」の欄の予算額は、農業構造の改善、地域農政の推進、農地の流動化、農業者年金等のための経費である。
 5) 「価格の安定と農業所得の確保」の欄の予算額は、米麦管理制度の運営、畜産物、野菜、果実、畑作農産物等の価格安定等のための経費である。
 6) 「流通の合理化」の欄の予算額は、農畜産物の流通の合理化、需要の増進及び流通機構の整備等のための経費である。
 7) 「農業従事者の福祉の向上と地域の振興」の欄の予算額は、地域改善対策、山村振興等のための経費である。

一般会計予算額について重点施策別にその推移をみると、表1のとおりである。

また、平成8年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は7,929億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で3,500億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

ア 農業者年金基金から支給される離農給付金に対する所得税の非課税措置の適用対象に、年金受給資格期間が20年未満である年金加入農業者が離農した場合に支給される離農給付金の追加

イ 農用地等の特定の事業用資産を買換え・交換した場合の譲渡所得の課税の特例措置(80%の繰延べ)の5年延長

等所要の措置を講じた。

(2) 地 方 税

ア 「農業振興地域の整備に関する法律」による市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農用地区内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準を3分の2とする特例措置の2年延長

イ 「農村地域工業等導入促進法」の工業等導入地区において工場用建物等の敷地用地に対する特別土地保有税の非課税措置の2年延長

等所要の措置を講じた。

5 農 業 金 融

新政策の方向に沿った経営体の育成を図るための総合的融資制度の普及浸透を図ったほか、農林漁業生産の基盤整備の促進、経営構造の改善等に資するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、所要の融資枠を確保した。

6 立 法 措 置

第136回国会(通常国会)、第139回国会(臨時国会)において成立した農業・食品産業関係法律は、次の11本である。

- ・ 平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律(厚生省・警察庁・大蔵省・文部省・自治省と閣議共同請議)
- ・ 生物系特定産業技術研究推進機構法の一部を改正する法律(大蔵省と閣議共同請議)
- ・ 訪問販売等に関する法律及び通商産業省設置法の

一部を改正する法律(通商産業省、警察庁、厚生省と閣議共同請議)

- ・ 農畜産業振興事業団法(大蔵省と閣議共同請議)
- ・ 植物防疫法の一部を改正する法律
- ・ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(厚生省、警察庁、大蔵省、文部省、自治省と閣議共同請議)
- ・ 薬事法等の一部を改正する法律(厚生省、大蔵省と閣議共同請議)
- ・ 金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律(大蔵省、通商産業省、労働省と閣議共同請議)
- ・ 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律(大蔵省と閣議共同請議)
- ・ 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(大蔵省と閣議共同請議)
- ・ 農業協同組合法等の一部を改正する法律(大蔵省と閣議共同請議)

第2節 林 業

1 施策の背景となった林業の動向

林業は、木材をはじめとする林産物の供給を行うとともに、その生産活動を通じて、森林を健全な状態に保ち、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を発揮させつつ、環境の創造に貢献し、経済社会の発展と豊かな国民生活の形成を図る上で大きな役割を果たしている。

一方、近年、森林・林業と環境のかかわりに対する国際的、国内的認識が深まる中で、森林のもつ諸機能の発揮に対する国民の要請が一層増大してきている。

しかしながら、森林の整備・管理を担い、山村の重要な地場産業として地域社会を支えてきた林業や木材産業は、材価の低迷、経営コストの増高等による採算性の悪化、林業労働力の確保難、円高の進行等による外材輸入の増加等依然として厳しい状況に置かれている。

こうした状況に対処し、森林・林業に期待される役割を十分に果たすため、平成8年度においては、森林の流域管理システムの下で、①森林の取得、施業受託を通じた経営規模の拡大、特用林産物の導入による林業経営の複合化等を通じた林業経営基盤の強化、②新規参入の確保、雇用管理の改善等による林業労働力の確保と林業事業体の育成、③木材の安定的な供給体制の確立と木材利用の推進を図る林業、木材産業の活性化のため、川上から川下までを通じた総合的な対策を

講じることを目的に制定した「林野三法」を軸に、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 林業経営の安定化

林業経営体の経営基盤強化を図るため、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、都道府県による林業経営基盤強化等に関する基本構想の策定及び林業経営体が作成する「林業経営改善計画」の認定を推進した。このほか、地域の林業経営体が行う不在村者所有森林等の取得の推進、生産基盤の整備、林業機械の導入、林産物の大規模流通・加工施設の整備等を実施するとともに、森林体験・山村都市交流促進施設の整備、山村地域の生活環境基盤の整備等を実施した。また、特用林産物について新技術、新製品の導入、低コスト安定供給産地の育成や木材生産等との複合経営に資する生産・加工施設等の整備とともに、表示の適正化等を通じて消費者ニーズに対応し需要の拡大を推進した。さらに、林業技術の向上等を図るため、基礎的、基盤的な試験研究の推進、高性能林業機械の開発、森林・林業に関する総合的な研修を行うとともに、林業普及指導の充実と林業後継者等の育成確保を図った。

(2) 林業労働力の安定確保と林業事業体の育成

林業労働力の確保を促進するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事による「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」の策定並びに事業主による「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」の作成を推進するとともに、都道府県知事が指定する「林業労働力確保支援センター」を通じた林業就業促進資金の貸付等事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化等の総合的な支援対策を推進したほか、林業における労働災害の防止、振動障害、蜂被害の予防等の労働安全衛生対策を推進した。

(3) 木材の供給体制の整備と需要の拡大

木材の供給体制の整備と木材利用の推進を図るため、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」に基づき、都道府県知事が指定地域を指定し、木材製造業者等と森林所有者等が共同で作成した木材安定供給確保事業に関する計画の認定制度を創設したほか、原木・製品流通拠点施設の整備、製材工場等の再編と設備の近代化の促進等生産から加工・流通まで一体となった木材安定供給体制を整備する事業を推進するとともに、木材利用推進のための実行計画の策定、消費者

と連携した地域材利用推進活動の展開、特色ある地域材のブランド化、木造施設の耐久性の維持・向上、木造建築物の耐震性向上のための木材利用技術の開発、施工性の優れた木質内装部材の開発、新たな用途の開発等を推進した。

また、製材工場の近代化など木材産業の高度化、生産施設の改善、経営規模の拡大等素材生産業の体質強化等を進めた。さらに、木材の需給と価格の安定に寄与するための内外の需給動向に関する総合的な情報の収集、分析及び提供を行った。

(4) 林業生産の増進と多様な森林の整備

森林のもつ諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林資源に関する基本計画」に即した実効性のある森林計画の樹立、効率的な森林施業の実施等のための国道、県道等に連絡する骨格的な林道の整備、地震など自然災害時の迂回路としても機能する林道の整備、山村地域の生活環境施設の整備等を図るとともに、森林の機能発揮と野生鳥獣との共存をめざす森林整備、複層林施業等による多様な森林の整備、優良種苗の確保等を計画的に行うことなどを通じ、流域林業の活性化を推進した。また、健全な森林を整備するため、間伐の補助対象年齢を拡大し間伐を促進したほか、学校教育や地域との連携のもとに森林・林業の普及啓発活動を推進した。さらに、一般市民等が森林づくりに自発的に参加する活動を促進する事業を行った。

(5) 森林のもつ公益的機能の維持増進

保安林の計画的な配備と適切な管理を推進するとともに、安全でうるおいのある国土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進及び緑豊かな生活環境の保全、創出を図るため、「第八次治山事業五箇年計画」に基づき、山地治山、防災林の造成、水源地域の整備、防災対策総合治山、環境保全保安林の整備等の治山事業を推進した。また、「松くい虫被害対策特別措置法」等に基づき、松くい虫被害について各種の防除等を効果的に行うとともに、森林被害を防止するための森林パトロール及び啓発活動を行ったほか、さらに、国有林内における野生動植物の保護管理の推進、「みどりの日」を中心とした緑化活動の展開、国民参加による「緑と水の森林基金」と「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づく森林整備等の事業を推進した。

(6) 林業の金融・税制の改善

林業の生産活動の活性化、経営基盤の強化等を図るため、林業金融については、農林漁業金融公庫資金において、林業経営育成資金（林地取得）の償還期限等の特例措置を講じたほか、経営基盤強化林業構造改善事業の実施に伴う貸付対象事業の追加、「林業労働力確

保支援センター」が賃貸用の林業機械の取得等を行う場合における金利の特例措置など制度の充実を図った。また、林業改善資金においては、新林業部門導入資金及び施業受委託導入条件整備資金の創設、木材産業等高度化推進資金においては、地域木材産業再編・近代化促進資金及び原木確保協定促進資金の創設など制度の改善を図った。さらに、「林業労働力確保支援センター」が新規就業者の研修等、就業準備に必要な資金を貸し付ける林業就業促進資金を創設した。林業税制については、林業経営改善計画に基づき、森林施業の受託の規模を拡大した林業者が有する林業用機械等についての割増償却制度の創設、「林業労働力確保支援センター」及び他の事業主と共同の改善計画を実施する素材生産業を営む者や素材生産業を営む森林組合等の事業主が有する林業用機械等の割増償却制度の創設など所要の措置を講じた。

(7) 山村等の振興

山村地域経済の安定と山村住民の定着化等を図るため、特用林産物の広域的な低コスト安定供給産地の整備、特用林産と木材生産等との複合経営の推進等を図るとともに、伝統的な森林・山村の美しい景観の保全と形成を行う事業、山村での滞在型余暇活動の実現等を促進する事業、都市住民の契約による森林づくりへの参加を推進する事業を行った。

また、都市との交流や連携を基礎として、森林・林業等を体験学習する場の整備、交流拠点の整備とともに、快適な森林・林業・山村生活体験を提供するための人材の育成を推進した。さらに、山村振興対策等を総合的かつ計画的に推進するため、新山村振興対策に基づく事業を行ったほか、振興山村等をはじめとするいわゆる中山間地域において、林業生産基盤と生活環境基盤の整備、耕作放棄地等低利用地を活用した特用樹林の造成等を行った。

(8) 国有林野の管理及び経営

国有林野事業の健全な経営を確立し、国民の多様な要請にこたえるため、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、森林の流域管理システムの下での事業運営及び森林の機能類型に応じた管理経営を基本方針として、経営管理の適正化、事業運営の能率化、経常事業部門の収支改善、累積債務の処理等各般にわたる経営改善を行った。また、資金運用部資金の借入れを行うとともに、造林・林道整備等の事業施設費、世界自然遺産保全緊急対策を含め、保安林等の保管理等に要する経費の一部につき一般会計資金の繰入れを行った。さらに、国民参加による森林づくりを促進するための緑のオーナー制度や法人の森林制度、ヒューマ

ン・グリーン・プラン等の森林を保健休養の場や居住空間として活用する事業のほか、利用者の自主的な協力を得て「レクリエーションの森」の整備と快適な利用を図る森林環境整備事業等を推進した。

(9) 国際森林・林業協力

熱帯林をはじめとする世界の森林の保全、造成等を通じて、持続可能な森林経営を確立するため、技術協力、資金協力等の二国間協力を行うとともに、国際熱帯木材機関、国連食糧農業機関等に資金を拠出するなど国際機関を通じた協力を推進した。また、持続可能な森林経営の総合的な実践に関する国際ワークショップの開催及び国際的な取組への積極的な参画、国際緑化を推進するための林業NGO等の活動支援、効率的、効果的な国際森林・林業協力の展開に資するための調査研究、技術開発等の諸活動を行った。

(10) その他林政の推進に必要な措置

森林組合については、組織及び経営基盤の充実した森林組合を育成するため、広域合併を促進した。さらに、山村地域の林業生産活動等の活性化を図るため、森林組合等による森林施業推進のための普及啓発活動などを推進した。

また、素材生産業の体質強化、木材産業の活性化等を推進した。

3 財政及び立法措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を推進するため、林業関係の一般会計予算(表2)、国有林野事業特別会計予算(表3)及び森林保険特別会計予算(表4)の確保に努めた。

表2 林業関係の一般会計予算

(単位:百万円)

区 分	8年度
森林資源の維持増進	8,463
林道事業の推進	129,594
造林事業の推進	70,178
間伐促進強化対策	2,119
林業試験研究及び普及事業の強化	13,230
林業構造改善事業の推進	26,031
林産物の生産流通改善対策	5,204
森林組合等の育成指導	196
治山事業等の推進	262,336
災害復旧等	33,239
林業金融	3,831
その他	34,256
合 計	588,676

注1) 予算額は補正後のものである。

注2) 予算額にはNTT分を含む。

表3 国有林野事業特別会計予算

(単位：百万円)

区 分	8年度
国有林野事業勘定	591,925
治山勘定	228,388

注1) 予算額は補正後のものである。

注2) 治山勘定には負担金を含む。

表4 森林保険特別会計予算

(単位：百万円)

区 分	8年度
森林国営保険事業・歳出	5,480

(2) 立法措置

制定した法律は、次のとおりである。

第136回国会（常会）

「林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律」

「林業労働力の確保の促進に関する法律」

「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」

4 そ の 他

(1) 森林・山村検討会関連施策

国土庁、林野庁、自治省の間で、森林対とこれを通じた山村地域振興対策について総合的な検討を行うために設置された「森林・山村検討会」における議論の経緯を踏まえ、快適な森林空間を創出する「豊かな森林づくり」対策の拡充、林業労働力の確保と林業事業体の育成のための対策の拡充、林業地域総合整備事業における用水施設、林業集落排水施設等の重点的な整備等を実施した。

また、山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、林道整備について国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進する「ふるさと林道緊急整備事業」を引き続き推進し、「山村で休暇を」特別対策等と地方単独事業を有機的に連携させる「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」を拡充して実施した。

さらに、保全すべき森林の公有化の推進、森林整備の担い手対策等のための地方財政措置を講じた。

第3節 水 産 業

1 施策の前提となる漁業の動向

平成8年度の漁業施策を講ずるに当たり、その背景となる漁業をめぐる動向のうち、特に留意した点は次のとおりである。

6年の水産物需給についてみると、水産物の消費は、昨年に引き続き減少した。また、供給面では、国内漁

業生産量が引き続き減少する中で、水産物の輸入が増加している。

6年の漁業経営についてみると、魚価の低迷や漁獲量の減少等から、沿岸漁家の平均所得は昨年に引き続き全国勤労者世帯の所得水準を下回ったほか、中小漁業経営においても漁業利益が引き続き赤字となる等非常に厳しい状況にある。

漁業生産構造についてみると、漁業就業者は若年齢層を中心として減少が続いており、それに伴い就業者の高齢化も進行している。また、漁業経営体数も減少傾向にあり、今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

我が国漁業を取り巻く生産環境についてみると、我が国周辺水域における水産資源は一部魚種を除き総じて低水準にある。その一方、公海においては漁業資源の保存管理措置を強化する動きがみられるほか、国連海洋法条約が6年11月に発効する等、新たな海洋秩序の形成に向けた節目の時期を迎えている。

2 講じた施策の重点

新たな海洋秩序に的確に対応するとともに、我が国水産業を取り巻く内外の厳しい環境に対処し国民に対する水産物の安定供給と我が国水産業の体質強化を図るため、平成8年度においては、次のような事項に重点を置いて、施策の効率的展開を図った。

(1) 国連海洋法条約に基づく漁獲可能量制度導入のための基礎資料を得るため、我が国周辺水域内の漁業資源の現状の把握、資源動向及び管理効果の予測に必要な漁業資源調査を実施した。

(2) 漁獲可能量制度の下、漁獲量管理を的確に推進するため、迅速な集計・解析システムの開発・整備、漁獲情報収集のためのネットワークの機器整備等を実施した。また、漁獲可能量に基づく漁業管理方式のさんま漁業及び大中型まき網漁業への導入に関する技術的な問題の検討を行った。

(3) 資源管理型漁業の推進及び定着化を図るための総合的な対策として、資源管理型漁業推進協議会の設置、資源管理関連施設の整備等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を実施した。また、新たに、経営改善方を示す漁業経営プランの開発、卓越年級群の発生等に対応可能な漁業管理モデルの開発、漁村地域における資源管理型漁業に対する取組を引き上げるための推進体制の整備、沖合水域を対象とした浮魚資源の管理モデルの開発、東海のあまだい資源について資源管理型漁業推進のための総合的調査を実施した。さらに、関係漁業者が一体となって実施する減船等を行い資源

管理体制への円滑な移行等を図る基幹漁業総合再編推進事業を新たに実施したほか、資源管理型漁業の定着化を図るための増養殖場造成等を内容とする資源管理型漁業推進増養殖場整備事業を実施した。このほか、資源管理に伴う一時的な漁業収入の減少等の影響を緩和するための資金を融通した。

(4) つくり育てる漁業の推進として、栽培漁業の一層の振興を図るため、国の栽培漁業センターの施設整備を実施したほか、都道府県の栽培漁業センターの施設整備等について助成した。また、新たに、大型異体類の基礎的な栽培漁業技術の開発及び生息範囲が複数県にまたがる回遊性種に関し、関係都道府県間の放流資源の共同管理の在り方を探る放流資源共同管理型栽培漁業推進総合モデル事業を実施した。さらに、海面養殖業の持続的発展を図るため、産地及び経営体の競争力の強化、漁場環境の適切な管理、消費者ニーズに即した安定的な養殖生産の確立を基本として、海面養殖業の総合的な振興対策を推進するため、海面養殖業高度化推進対策事業等を実施した。

このほか、魚病発生等の防止を図ったほか、さけ・ますふ化放流事業を推進した。

(5) 近年の漁業経営をめぐる厳しい状況に対処するため、漁業経営改善促進資金の円滑な融通を図ったほか、資源管理型漁業、漁獲物の計画的な出荷等の継続的な取組を行う漁業者等に対し、長期低利の運転資金及び設備資金を融通する水産物生産流通等高度化資金制度を創設した。また、一定の漁業地区における漁業者全体について、漁業外の所得機会の確保を含めた総合的な経営強化を図る事業を実施したほか、漁協合併を推進するため、濃密な経営診断、合併経営計画の策定指導等を実施した。

(6) 地域水産物の競争力の強化を図るため低コスト流通・加工の実現、品質の高度化、付加価値の向上等に必要施設の計画的・短期集中的整備を推進するための水産物流通加工基盤強化対策事業に対し助成した。また、小型多獲性魚を養殖用餌料として有効利用するため、漁業者団体と養殖業者団体の間の円滑な取引を推進する水産物需給安定モデル事業を実施した。さらに、新たな品質管理手法の導入により水産業の品質管理体制の確立に着手し、付加価値向上を図る水産食品品質向上総合対策事業を実施した。

(7) 国内水産物を中心とした水産物の消費を拡大するため、地域水産物についての情報収集等を実施する水産物消費改善総合対策事業を実施した。

(8) 水産物の価格の安定を図るため、魚価安定基金を通ずる水産物調整保管事業について所要の改善を行っ

たほか、その円滑な実施を図った。また、水産物の適正な取引及び価格形成に資するため、主要な産地及び消費地市場等において、冷凍水産物を含む主要魚種の入出荷数量・価格・消費動向等に関する情報を収集したほか、さらに水産物流通上の重要課題についての実態調査・分析を行う水産物需給対策情報事業を実施した。

(9) 新たな海洋秩序に対応した水産業の展開の基幹となる漁港漁村の緊急整備をはじめとした漁港の基本的な施設の整備及び漁港漁村の環境整備を図るため、第9次漁港整備長期計画（6～11年度）に基づき、漁港修築事業、漁港改修事業、漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業、漁港関連道整備事業等を総合的かつ計画的に実施した。

(10) 沿岸漁業の安定的な発展と国民への水産物の安定的な供給に資するため、第4次沿岸漁場整備開発計画（6～11年度）に基づき、魚礁設置事業、増養殖場造成事業、沿岸漁場保全事業等を積極的に推進した。

(11) 近年の沿岸漁業をめぐる厳しい情勢に対処するため、沿岸漁業活性化構造改善計画（6～11年度）に基づき、増養殖場等の漁業生産基盤、漁業近代化施設、漁村環境及び交流促進施設の整備等を推進した。

(12) 6年度において策定された新マリノベーション構想を推進するため、各種水産施策を総合的に盛り込んだ基本計画の適正な管理、本構想の普及を図るための優良事例等に関する情報提供、新マリノベーション地域（基本計画策定地域）の活性化を支援する活動等を実施した。また、新マリノベーション拠点交流促進総合整備計画（ふれあい整備計画）を策定したほか、同計画に盛り込まれた各種水産関係事業を総合的、計画的に実施した。

(13) 漁業をめぐる国際環境の変化に対処し、国民のし好に合った食料の供給及び海外漁場の確保を図るため、海洋水産資源開発センターにより、中部太平洋でのかつお・まぐろまき網漁業等の新漁場開発事業の拡充を図ったほか、漁船から送信される位置情報、漁獲データを集計解析し、国際的な資源管理を的確に行える体制を整備した。

また、国際漁場での我が国漁船の操業に伴う対外交渉の多様化及び複雑化並びに国際機関における活動等に対応するため、調査活動等を拡充、強化することとし、各種魚類の資源調査、鯨類調査等を実施した。

(14) つくり育てる漁業を推進するため、産・学・官の連携による共同研究開発組織(社)マリノフォーラム21)において、新たに、簡易漁場観測システムの開発及び貧酸素水の影響を受けやすい水域における漁場造成シ

システムの開発を行った。また、漁業の効率化等を推進するため、新たに生鮮かつおの高鮮度・高付加価値化及び省力化等を図る水揚げシステムの開発等を行った。

(15) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

3 財 政 措 置

水産関係予算の内訳は、表5のとおりである。

4 立 法 措 置

8年度において施行された水産関係の主な法律は、第136回国会の「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」及び「水産資源保護法の一部を改正する法律」である。

表5 水産関係予算

(単位：百万円、%)

項 目	年 度	7	8	8 / 7
(一 般 会 計)				(%)
漁業経営の改善合理化・体質の強化		34,346	32,137	93.6
新海洋秩序に対応した的確な資源管理の推進		10,660	11,884	115.5
新海洋秩序に対応したつくり育てる漁業の推進		52,186	48,702	93.3
経営環境の悪化に対応した漁業経営等対策		29,568	25,756	87.1
ニーズの変化に対応した流通・加工・消費対策及び価格対策の推進		5,051	5,288	104.7
漁業生産基盤及び漁村生活環境の整備と漁村の活性化		329,418	283,156	86.0
海外漁場の確保と国際漁業協力		18,306	15,600	85.2
技術開発の推進と試験研究の強化		10,998	11,032	100.3
水産関係一般会計予算総額		479,148	411,670	85.9
(特 別 会 計)				
漁船再保険及び漁業共済保険		39,334	41,148	104.6

注：1) 一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3) 各年度とも補正後予算額である。

